

問1 天皇が国事行為として任命し、内閣の首長として行政権を統括する役職を何という？

1. 衆議院議長 2. 参議院議長 3. 内閣総理大臣 4. 最高裁判所長官

問2 法律や行政処分が憲法に違反していないかを裁判所が審査し、判断を下す権利を何という？

1. 違憲審査権 2. 立法権 3. 司法権 4. 行政権

問3 国の権力を憲法で縛ることで、国民の権利を守るという考え方を何という？

1. 基本的人権の尊重 2. 法の支配 3. 立憲主義 4. 国民主権

問4 他人の人権との衝突を防ぐために、個人の自由や権利が制限される根拠となる考え方を何という？

1. プライバシーの権利 2. 幸福追求権 3. 知る権利 4. 公共の福祉

問5 公務員などが憲法を守り、尊重しなければならない義務を何という？

1. 教育を受けさせる義務 2. 憲法尊重擁護義務 3. 勤労の義務 4. 納税の義務

問6 国家権力の暴走を防ぐために、政治を行う者も法に従わなければならないという考えを何という？

1. 法律 2. 憲法 3. 条約 4. 命令

問7 通常の法律よりも改正の手続きが厳格に定められている憲法のことを何という？

1. 民定憲法 2. 硬性憲法 3. 欽定憲法 4. 軟性憲法

問8 日本国憲法第9条が禁じる戦力には当たらないとする政府見解に基づき、自衛のための必要最小限度の実力組織として運用されている組織を何という？

1. 保安隊 2. 警察予備隊 3. 防衛省 4. 自衛隊

問9 第9条で、国際紛争を解決するための手段として放棄を定めたものを何という？

1. 内戦 2. 紛争 3. 戦争 4. 武力衝突

問10 日本国憲法第11条で、国民が侵すことのできないものとして規定されている権利を何という？

1. 永久の権利 2. 身体の自由 3. 法の下での平等 4. 信教の自由

問11 大日本帝国憲法のもとで、天皇を補佐する役割を担った大臣たちのことを何という？

1. 国務大臣 2. 宮内大臣 3. 枢密院議長 4. 司法大臣

問12 憲法を改正するために、国会の各議院で必要とされる賛成の割合を何という？

1. 3分の1 2. 過半数 3. 3分の2 4. 4分の3

問13 天皇が行う国事行為に対して必要とされる、内閣からの政治的な責任を伴う手続きを何という？

1. 助言と承認 2. 国会の同意 3. 天皇の認証 4. 内閣の責任

問14 憲法に反する法律や命令を無効とする、日本国憲法の性質を何という？

1. 法律 2. 最高法規 3. 省令 4. 政令

問15 日本国憲法第9条において、日本が保持を禁止され、交戦権も認められないとされている軍事力全体を指す言葉を何という？

1. 軍隊 2. 陸海空軍 3. 戦力 4. 兵器

答え合わせ・解説

問1	答え 3 内閣総理大臣	国会の指名を受けて天皇が任命します。行政の長として内閣を組織し、閣僚の任命権を持ちます。また、国政の基本方針を決定し、国会に対して責任を負う仕組みになっています。
問2	答え 1 違憲審査権	違憲審査権は、国会で作られた法律や行政の行い（行政処分）が、憲法の基本的人権や平和主義などの理念に反していないかを判断する権利です。この権限はすべての裁判所が持っていますが、最終的にそれが憲法違反かどうかを決める権限は、最高裁判所に与えられています。
問3	答え 3 立憲主義	立憲主義は、憲法は国民が権力を制限するために作るもの、という考えです。権力を持つ者が憲法を守る義務を負うことで、国民の自由や権利が守られます。これは、単に法に基づいて統治する「法治主義」とは異なり、法の内容が人権を保障するものであることを強く求めています。
問4	答え 4 公共の福祉	公共の福祉とは、社会共同体全体が円滑に維持されるための利益のことです。憲法上、人権は無制限ではなく、他人の人権と衝突する場合には、公共の福祉に反しない限りで調整されます。
問5	答え 2 憲法尊重擁護義務	憲法第99条により、天皇、摂政、国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負っています。これは、公務員が憲法の理念に従って公的な行動をとることを強制するものです。
問6	答え 2 憲法	これは個人の恣意的な支配を否定し、国民によって制定された憲法によって権力を縛る考え方です。政治家も警察も、すべて憲法の下にあるというルールが徹底されています。
問7	答え 2 硬性憲法	硬性憲法とは、法律の改正よりも厳しい手続き（国会での高い賛成割合や国民投票など）を必要とする憲法のことです。これに対し、法律と同じ手続きで簡単に改正できる憲法は「軟性憲法」と呼ばれます。
問8	答え 4 自衛隊	警察予備隊を前身とし、現在は陸上・海上・航空の三自衛隊で構成されています。政府の見解では、憲法が禁じる「戦力」とは国際紛争を解決するための手段を指すものであり、自衛隊はあくまで自衛のための最小限の実力として合憲であるとされています。
問9	答え 3 戦争	第9条は、「戦争の放棄」「戦力の不保持」「交戦権の否認」の三本柱からなります。特に戦争そのものを国権として放棄したことは、世界中の憲法の中でも特異で、日本の平和主義の根幹を成しています。
問10	答え 1 永久の権利	永久の権利とは、基本的人権が単なる法律で与えられたものではなく、人間が当然に持っている普遍的な価値であるとする考え方です。第11条と第97条の二重に規定されており、どのような政府権力であっても、これを理由なく制限することは許されません。
問11	答え 1 国務大臣	大日本帝国憲法では、行政権は天皇にあり、その天皇を助ける役割として国務大臣が置かれました。国務大臣は天皇に対して責任を負う仕組みであり、現代の議院内閣制とは異なり、国会に対して必ずしも責任を負うわけではありませんでした。
問12	答え 3 3分の2	憲法改正には、まず国会による発議が必要です。その発議には各議院の総議員の「3分の2」以上の賛成が求められます。これは、国会の広い合意なしには改正できないようにするための規定です。
問13	答え 1 助言と承認	天皇のすべての国事行為には、内閣の助言と承認が必要です。これにより、天皇の行為の結果に対する責任はすべて内閣が負うこととなります。この制度を通じて、日本の政治における責任の所在が明確にされています。
問14	答え 2 最高法規	憲法は「最高法規」であり、これに反する法律、命令、詔勅などは全て無効となります（憲法98条）。これは、国家権力の暴走を止め、国民の権利を確実に守るための防波堤としての役割を憲法が持っているからです。
問15	答え 3 戦力	この条文では、陸海空軍その他の戦力を保持せず、国の交戦権を認めないと規定しています。自衛隊の存在が「戦力」に当たるかどうかは長年議論されてきましたが、政府は必要最小限度の実力組織として合憲であるという見解をとっています。